

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【公開番号】特開2013-13731(P2013-13731A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2012-146630(P2012-146630)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

A 6 1 B 17/14 (2006.01)

A 6 1 B 17/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/56

A 6 1 B 17/14

A 6 1 B 17/16

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年11月14日(2016.11.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0090

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0090】

レバー解放機構56はまた、湾曲フレーム280の上先端312の上に位置付けられるボタン310を含む。例示的実施形態では、ボタン310は、単一部品を形成するように、上先端312の上に成形される。他の実施形態では、ボタン310が、湾曲フレーム280とは別に形成され、後で湾曲フレーム280に取り付けられてもよいことを理解されたい。ボタン310は、ユーザの指先を受容するように構成された成形上面314と、上面314の反対側に位置付けられた下面316とを含む。バネ318として例示的に具体化される付勢要素は、下面316とケーシング256の内側表面322との間に位置付けられ、湾曲フレーム280を接合部300を中心に旋回させて、キャッチ296が歯群282との嵌合の中に付勢されるようにする。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0091

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0091】

使用時に、キャッチ296は歯群282との嵌合の中に付勢される。歯群282に対するキャッチ296の付勢嵌合は、レバー22が長手方向の軸線58に沿ってハウジング20に対して移動するのを防ぐ。しかしながら、既定量の力がトリガーアーム50に印加されるとバネ318の付勢が克服され、上レバーアーム48が長手方向の軸線58に沿って移動し、キャッチ296が歯群282に沿って段階的に前進する。ユーザがトリガーアーム50への力の印加を停止すると、バネ318は、キャッチ296を歯群282と嵌合させ、それによってレバー22の追加の移動を防ぐ。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0092

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0092】

更に、キャッチ296は、レバー解放機構56のボタン310の上面314を押し下げることによって、歯から解放されてもよく、それによってバネ318の付勢を克服し、湾曲フレーム280を接合部300を中心に旋回させる。キャッチ296が歯282と嵌合しないとき、レバー22はハウジング20に対して移動することが許可される。力がレバー22に印加されない場合、レバー本体262と外側ケーシング256との間に位置付けられたバネ270は、レバー22を接合部264を中心に旋回させ、それによってトリガーアーム50をグリップ30の外側表面244から離すと同時に、上レバーアーム48を長手方向の軸線58に沿って、チャネル42の閉じた末端部44から離す。ユーザがボタン310を解放すると、バネ318は、湾曲フレーム280を接合部300を中心に旋回させて、キャッチ296が移動して歯282との嵌合に戻るようにする。